

資料 6 9 に対する委員修正意見等

大前委員

修正意見①

●修正箇所

2 ページの項目 1 (1) ① 待機児童対策と整備状況

●その結果～「また障害児の受け入れ可能園～」を以下の通り修正。

また、障害児の受入可能園の比率は 79.5%（市立保育園：100%、民間保育園：68.2%）と、周辺市の平均 96.7%、首都圏及び政令市 100 市区平均 94.9%よりも大幅に低いものとなっている。医療的ケア児の受け入れ可能園の比率は 11.3%（市立保育園：100%、民間保育園：20%）、実施園比率は（市立保育園：40%、民間保育園：4%）である。近隣市では、三鷹市は実施園 8 園でケアプラス保育として 0 歳から受け入れ、武蔵野市は公立全 4 園で受け入れ、府中市は受入れ園（市立保育園全 11 園、民間保育園 5 園・10%）、3 歳から受け入れ、年度毎の定員数を明示しており、市の HP 上でも医療的ケア児の受け入れ案内をしているが、小金井市では、医療的ケア児コーディネーターからの案内が主であり、具体的な案内は HP 上でもなされておらず、具体的な相談窓口、受け入れ定員数、ガイドライン等もなく、近隣市と比較しても大幅に遅れている。（障害児保育実施率・資料 4）」

●修正理由

○現状の分析には他市との比較が重要であり（小金井市の%のみを記載してもわからない）、その数値を本文に記載する必要があることから、他市の状況を明記する。また、現状分析に当たっては、可能な限り、市立保育園と民間保育園の%を記載することとする。

○発達支援枠の障害児とは別に、令和 3 年度に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律にて、自治体・保育施設が「医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を総合的に実施する責務を有する。」と明記されているため、自治体の責務として対応できているか否か判断できるように、医療的ケア児を障害児の枠とは別に設け、具体的指数が必要である。

修正意見②

●修正箇所

2 ページの項目 1 (1) ②保育機能拡充と保育料負担軽減～ 特別支援保育は 36 園～医療的ケア児は 11 園、一時保育は 16 園となっている。

●以下の通り修正。

特別支援保育は 36 園～医療的ケア児は 9 園、一時保育は 16 園となっている。

●修正理由

○ 医療的ケア児対応園数が過大に評価されており、実態と乖離しています。受け入れ対応園の中に、看護師未配置園が 2 園含まれており、看護師不在で医療的ケア児に対応できずグループ園から看護師を移動させた場合、本来在籍していた園では対応できなくなるため現実に即した実数にするのが適当である。

修正意見③

●修正箇所

4 ページの項目② 保育の量の拡大から質の向上へ

●以下のとおり修正。

国は、2023 年 12 月 22 日に「こども未来戦略」を閣議決定した。国は、従来、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大を図ってきたところ、保育の受皿整備が着実に進んだ状況に鑑み、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から質の向上へと力点を移すという方向性が示されている。当該方向性のもと、保育士配置基準を見直した。2024 年度から 3 歳児の「15:1」を基準化するとともに、4・5 歳児の職員配置基準を「30:1」から「25:1」に改善し、また、1 歳児についても、2025 年度以降早期に「6:1」から「5:1」への改善を進める予定としている。

小金井市においても、質の向上に係る施策を一部実施しているが、これらの国の動きに対応し、保育行政を、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ力点を転換させる必要がある。公民の保育施設において新基準の保育士配置はもちろん、多様なニーズへの対応のための保育士が確保・育成できるように施策を打っていく必要がある。

●修正理由

○ 元案では、何故、国が保育の量の拡大から質の向上へと施策の力点を移したのかが不明確であり、政府の方針の変化が伝わらないことから、その明確化を図ることが適当である。

第 217 回国会 参議院 内閣委員会 第 2 号 令和 7 年 3 月 13 日

○井上哲士君（略）その上で、保育の問題をお聞きますが、こども家庭庁は昨年十二月に保育政策の新たな方向性を公表しております。今後の保育政策をどのような柱で進めようとしているのでしょうか。

○政府参考人（藤原朋子君）お答え申し上げます。

これまで保育政策につきましては、新子育て安心プランに基づきまして待機児童対策を中心に保育の量の拡大を図ってまいりました。その結果、保育の受皿整備が着実に進みまして、待機児童数で、令和六年四月一日時点で見ますと二千五百六十七人となり、ピークであった平成二十九年四月一日時点の二万六千八十一人と比較をしまして十分の一以下となっております。

こうした状況を踏まえまして、令和七年度以降の保育政策につきましては、量の拡大から質の向上へ転換することとし、昨年十二月に取りまとめました保育政策の新たな方向性におきまして、三つの柱、一つ目、地域のニーズに対応した質の高い保育の確保、充実、二つ目といたしまして、全ての子供の育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、三つ目といたしまして、保育人材の確保とテクノロジーの活用などによる業務改善、この三つを柱として取りまとめたものでございます。

○ また、それに呼応し、小金井市の保育行政も待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ転換させることが必要であるため、その旨を追記する必要がある。

○ なお、前回会議の当該意見への事務局からの回答は「市において、質の向上の取り組みは既に一部実施しているため、未反映。」であったが、この点、国においても、従来から、国の質に係る施策は一部実施していたが、施策の重点を量から質に変化させたということが、2023 年閣議決

定「こども未来戦略」の重要な趣旨（これまでに資に係る施策を一部実施していたかどうかではない。）。このため、小金井市において一部実施していたからという理由で、「質の向上へ力点を転換させる」という追記案が不適當ということにはならない。ただし、市の回答を踏まえ、「質の向上に係る施策を一部実施しているが、」という記述を追記することとしており、従来、市が質の向上に係る施策を一部実施していたことを明確化することとしている。

修正意見④

●修正箇所

6 ページの項目⑤ 市立保育園が直面する問題

●以下のとおり修正。

最後に、これら課題解決のための更なる財源確保の問題がある。小金井市では児童福祉費は市民 1 人当たりで多摩 26 市 1 位の水準を確保しており、保育施策に現在以上の財源を確保するのは相当に困難な状況にある。小金井市は、総務省により標準的な行政需要を歳入により賄えとされ、普通交付税が交付されない不交付団体である。財政力指数 1.0 を超える不交付団体の市町村は、1718 団体中 72 団体しか存在しておらず、不交付団体の時点で、財政力指数の観点では、全市町村の上位 4.2%に入っている状況となる。また、令和 5 年度決算では、市民 1 人当たりで、地方税収は多摩 26 市中 10 位、歳入合計では 22 位であるが、他方、実質公債比率は 1%台かつ将来負担比率に至ってはゼロであり、財政調整基金はこの 5 年にかけて概ね右肩上がりで増加している。このような財政状況に鑑みれば、小金井市の財政状況は恵まれている状況と評価されるが、一方で、小金井市では、1（1）③で述べたとおり、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図ってきたこと等から、児童福祉費や保育施策経費の使途や費用対効果については、精査する必要がある。国や都の補助制度を活用して更なる財源確保に努めるとともに、児童福祉費の効果的な活用が求められている。

●修正理由

- 「いわゆる「三位一体改革」において、公立保育園の経費は普通交付税で措置されることとなり、小金井市にとっては公立保育園の財源がカットされ、今に至っている。」は誤解を与える表現であるため削除すべきであり、また、財政状況が厳しいという結論は不適當である。
- 普通交付税は、標準的な行政サービスに必要な経費（人口や地域特性に基づく客観的な基準で算定される）から、自主財源額を差し引いた財源不足分を補填する制度である。例えば、仮に小金井市の財政力指数が 0.9 になり交付税措置団体になったとしても、市立保育園に係る経費全てを普通交付税で措置されるわけではなく、1.0 との差分である 0.1 部分だけが措置されるにすぎない。また、不交付団体になったからといって留保財源が担保されており、交付団体である 1700 近い他の団体よりは財政状況が良いはずである。
- 実際、実質公債費比率や、将来負担比率も全国的にトップクラスの水準であり、財政調整基

金も５年かけて概ね右肩上がりが増加している。このような状況は財政状況が相当恵まれていると言わざるをえない。財政状況を論ずる際に、歳入額だけで評価することは適切ではなく、現在の財政状況を客観的に捉えて、市の財政状況が厳しいと評価することは不適當である。

修正意見⑤

●修正箇所

10 ページの項目（１）市立保育園の適正な配置

●以下のとおり修正。

（１）市立保育園の適正な配置

市立保育園の配置については、保育の質の維持・向上を推し進めるため、他の市と比較し遜色ない、適正な保育の質が確保されることが大前提である。この点、１（１）①で述べた保育等の現状に鑑み、園庭保有率や障害児・医療的ケア児受入可能園数比率、を考慮する必要がある。また、この前提に加え、次の３つの観点からも検討する必要がある。

① 保育ニーズ充足の見通し

保育定員の調整、年度途中入園枠の確保も視野に入れる。

② 適正な規模の地域ブロック

地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進めるため、市内を適正な規模のブロックに分け、各ブロックに市立保育園が配置されることが望まれる。（障害児枠・医療的ケア児の定員枠の確保、要支援児・家庭も対応を含む。）

③ 地域の子育て支援体制の強化

市立保育園はすでに、一時保育を実施しつつ、こども家庭センターとの連携による緊急対応を受け入れており、地域の在宅子育て家庭の孤立防止、隠れた支援ニーズの発見と早期対応、国が推し進める子ども誰でも通園制度を先んじて行える行政直営の支援機関として適正に配置されることが望まれる。

●修正理由

○「適正な保育の質の確保」を加えるべきという意見に対する事務局からの回答が「保育指針・市保育ビジョンに基づく保育の質の維持・向上は大前提のため、未反映」だったことを踏まえ、市立保育園の適正な配置の検討に当たって、保育の質の確保が大前提である旨を記載するものである。このような記載がない場合は、市立保育園の適正な配置の検討に当たり、適正な保育の質の確保が大前提であることを認識されず、記載の３つの観点のみで検討されるおそれがあるため、明確化が必要。実際現状の案では当該事項が大前提であるかどうか明瞭化ではなく、わからない。保育の役割にて難度の高い保育として、障害児、医療的ケア児、要支援児・家庭について具体的な記載がないため明記する。

○ また、保育指針や保育ビジョンは今後改定される可能性があるものであり、現行の指針ビジョンに記載があるものだからといって、今後の保育行政の在り方を示す答申に記載する必要がな

いということにはならない。市立保育園の適正な配置の検討にあつて、「保育の質の確保」が大前提であるのであれば、その旨を答申として記載することが適当である。

修正意見⑥

●修正箇所

10 ページの項 3. (2) 市立保育園における保育士の人材不足

●以下の通り修正。

行財政改革プラン 2020 において、市立保育園の民営化計画段階に正規職員 14 名枠を任期付職員用枠に変更されている。任期職員と正規職員に職務の差があることから、現在の任期付き職員の欠員は実質正規職員ともいえる状況であり、任期付職員が充足したとしても正規職員への負担は軽減されるであろうが解消はされない。育児休業を取得した職員の代替である任期付き職員は採用がほとんどできておらず、正規職員に相当な期間、負担が掛かっており危機的状況である。また、保育園職員アンケートでも、今の保育の安全を確保するだけで精一杯であるとの現状が多数訴えられていた。このような負担の重さやワーク・ライフ・バランス維持の難しさから、退職者が更に増える恐れがある。

国（総務省「地方公務員の任期付職員制度の適切な運用に関する通知」等）は、特に保育士や医療職、福祉職は専門職については正規化推進を明確に求めており、任期付・非正規依存を抑制し、長期的な安定雇用・人材確保を図るべき対象とされている。長期的な任期付き職員依存は、地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども（特に医療的ケア児や障害児）・家庭の支援などの役割を担うにはに重大な支障を生じさせることになるため、任期付職員を正規職員へ移行できるよう条例改正などを検討も必要である。地域子育て支援体制の強化や、配慮が必要な子ども・家庭の支援などの役割を担うためには、上記のような保育士等の欠員の解消とともに、医療的ケア児対応に対する看護師なども含めた新たな役割を担う人員確保・拡充が必要である。

また、公立保育園廃園訴訟が子ども施策全体に悪影響を与え、採用に影響が出ていることから、訴訟の早期終結・和解を図り、保育士採用環境の改善は急務で、現場の士気向上を進めることも重要である。

●修正理由

○行政改革プラン 2020 で、民間保育園への移行計画段階で、正規職員を職務量の違いがある任期付・軽々年度職員へ移行している。現在の任期付職員・会計年度職員の欠員は、事実上の正規職員欠員であり、任期雇用職員の欠員が解消されたとしても正規職員の負担が必ずしも減るわけではないことが明確になっていないため、正規職員の増枠が必要である。

○国（総務省「地方公務員の任期付職員制度の適切な運用に関する通知」等）も、専門職の中でも、特に保育士や医療職、福祉職は、任期付・非正規依存を抑制し、安定雇用・人材確保を図るべき対象とし、正規化推進を明確に求めており、長期的な安定確保が急務であるため、任期付職員を条例改正し正規職員枠へ移行し雇用の安定化をはかる必要がある。

○長期的な任期付き職員依存は、現場の安定性を損ない、子どもの育ちの継続支援（特に障害児や医療的ケア児）に重大な支障を生じさせることになる。

○市も認めているとおり、公立保育園廃園訴訟が採用に子ども施策全体に悪影響を与えており、

早期終結による採用環境改善が急務である。

修正意見⑦

●修正箇所

10 ページの項 3. (3) 市立保育園の園舎老朽化

●以下のとおり修正。

～バリアフリー化も必要である。

厚生労働省「保育所等施設整備交付金交付要綱」では、市町村直営の保育所に対しても、原則：対象経費の 2 分の 1 以内（50%以内）補助があり、耐震化・老朽化対策等の必要性が高い施設（優先度高）については、補助率が最大 3 分の 2 以内（66.7%以内）まで引き上げられるケースもある【補助率（2024 年度基準）】。老朽化対策、医療的ケア児の受け入れ、地域拠点、福祉避難所としての機能を有する行政機関として、「保育所施設整備交付金」の活用も選択に入れ、建替えも選択肢の一つとして検討されたい。

●修正理由

以前から委員会にて事務局より、公立保育園の建替えに対する補助金はないと説明されていたが、実際には、厚生労働省「保育所等施設整備交付金」は、市町村直営の保育所に対しても、国・都の補助金が適用可能である。正確な制度説明と、活用可能性について記載・正式調査が必要である。参考）【厚生労働省】「保育所等施設整備交付金交付要綱」

補助率（2024 年度基準）】

原則：対象経費の 2 分の 1 以内（50%以内）補助

※耐震化・老朽化対策等の必要性が高い施設（優先度高）については、

補助率が**最大 3 分の 2 以内（66.7%以内）**まで引き上げられるケースもある。

つまり、通常の建替え案件では「2 分の 1 補助（市負担 50%）」が標準であり、今問題として抱えている耐震化・バリアフリー化など特別要件を満たせば、さらに市負担が軽くなる（約 33%負担も可能）可能性もあり選択肢の一つとして考慮されたい。

修正意見⑧

●修正箇所

11 の項 4. (1) 【諮問事項 1】園舎老朽化への対応

●以下のとおり修正。

早急な対策が不可欠である。前述のとおり、厚生労働省「保育所等施設整備交付金交付要綱」では、市町村直営の保育所に対しても、耐震化・老朽化対策等の必要性が高い施設（優先度高）で、バリアフリー化などの特別要件を満たせば、補助率が最大 3 分の 2 以内（66.7%以内）まで引き上げられるケースもある【補助率（2024 年度基準）】。子どもの安全を守るため、老朽化対策、医

療的ケア児の受け入れ、地域拠点、福祉避難所としての機能を有する行政機関として、「保育所施設整備交付金」の活用も選択に入れ、建替えを検討する。

こども誰でも通園制度実施園に対しては国の改修補助があり、子ども・若者施策に関する複合施設化（合築）による建替えなども視野に入れるべきである。市内の学童保育所については大規模化が問題となっているが、学童保育所として整備する場合にも都の補助がある。また、児童館、児童発達支援センター等との合築も考えられる。これらの補助を積極的に活用し老朽化対策、バリアフリー化による医療的ケア児の受け入れ施設の整備や、地域拠点、福祉避難所を備えた行政機関として建て替えを検討すべきである。

●修正理由

前述の通り、厚生労働省「保育所等施設整備交付金」は、市町村直営の保育所に対しても、国・都の補助金が適用可能である。それ以外にも、子ども誰でも通園制度実施園や学童保育所としての整備にも国や都から補助があるため、保育の質の向上や学童保育の不足等も考慮し複合的に検討し、子ども、市民の生活拠点として整備を進めることが適当である。

修正意見⑨

●修正箇所

11 ページの項目【諮問事項２】保育定員の適正化

●以下のとおり修正。

【諮問事項２】保育定員の適正化

児童数の減少及び保育体制を踏まえて、市立保育園では３園で募集数の調整を、一部の民間保育園でも利用定員の調整を行っている。今後も、児童数が減少する見通しであり、公民ともに定員調整が必要になる。

また、国では、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ転換させているところ、本市においても、待機児童対策が一定程度進捗したことから、国同様に、保育の質の向上へ転換させる必要がある。

このため、市立保育園・民間保育園ともに、定員を縮小することにより、保育士の欠員を解消や新たな役割を担うための保育人材を確保することも考えられる。ただし、本市は、１（１）で述べたとおり、園庭保有率は周辺市や首都圏及び政令市 100 市区平均より大幅に低く都下最低であり、また、障害児の受入可能園数の比率も周辺市や首都圏及び政令市 100 市区平均より大幅に低い状況である。

本市の保育の質の向上を図り、他市と比較して遜色ないものにしていくためには、公民問わず、保育の質の向上に直接的に寄与する保育園（例えば、園庭保有園や障害児・医療的ケア児受入可能園など）については、（園の数を増加させるか、）市全体の定員数に占める当該園の定員数の割合を増やしていくことが必要になると考えられる。つまり、保育定員の適正化に当たっては、従来の単なる待機児童の解消という量を重視するのではなく、保育の質を向上させることが可能と

なるのかどうかを重視していく必要がある。

このため、公立保育園の保育定員の適正化に当たっても、本市の保育の質の状況（園庭保有園や障害児受入可能園等の状況）に鑑みて、評価していくことが求められる。

なお、園庭のある市立保育園は現在も幼児クラスまで定員が埋まっている状況もあり、地域のニーズにも配慮する必要がある。また、年度途中の待機児童の発生について、市立保育園で対応していくことも視野に入れておきたい。（資料6）

●修正理由

○ 当該意見への事務局からの回答は「児童数減少の中で一部園での保育定員を増やすことは、市全体の運営状況を不安定化させかねない。未反映」とのことであったが、この点、「市全体の運営状況を不安定化させかねない」の意味するところが必ずしも明らかではないため、その趣旨を明確にした上で回答をしてほしいところではあるが、他方、事務局の回答を踏まえ、先日の意見では「その定員を増やしていくこと」としていたところを、「市全体の定員数に占める当該園の定員数の割合を増やしていくこと」としている。

これにより、一部の園を現状より絶対数として増やすという意味ではなく、児童が減少していく中であっても、保育の質を向上させる観点から、全体の定員数に占める保育の質に直接的に寄与する園の定員数の割合を増やしていくことを明確化している。あくまでも割合の相対的な議論であり、絶対数の議論ではないことが明確化されていることから、事務局回答の「市全体の運営状況を不安定化させる」おそれには該当しないことは明白である。

○ また、前回意見に対する市の回答は上記のとおりであり、定員を増やすという記述以外の修正案への反論はなかったことから、それ以外の記述は反映させるべきである。

代表例

- ・ 国では、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ転換させているところ、本市においても、待機児童対策が一定程度進捗したことから、国同様に、保育の質の向上へ転換させる必要がある。
- ・ 保育定員の適正化に当たっては、従来の単なる待機児童の解消という量を重視するのではなく、保育の質を向上させることが可能となるのかどうかを重視していく必要がある。
- ・ 公立保育園の保育定員の適正化に当たっても、本市の保育の質の状況（園庭保有園や障害児受入可能園等の状況）に鑑みて、評価していくことが求められる。

○ なお、前回回答で反論はなかったため、基本的に反論がない修正は反映されるものと理解しているが、修正理由も改めて示しておく。

- ・ 保育定員の適正化について、原案ではどのような観点で適正化を図っていくのかの記述が不十分。特に、保育行政の目標が保育の量の拡大から質の向上に変化している状況を十分反映した内容になっておらず、比較的、児童数の減少等の量に着目した内容になっている。この点、児童数の減少等を反映し、保育定員の適正化を図ることは当然といえるが、一方で、現在の保育行政は、単なる量ではなく、保育の質に着目した政策を行っていく時代となっており、保育の量から質の向上に政策転換された政策潮流が反映しきれていない。
- ・ このため、修正案では、まず、国の保育行政が「保育の量の拡大から質の向上」に変化して

いること、小金井市も同様に変化していく必要がある旨を記載した上で、小金井市における保育の質の現状として、1（小金井市における保育等の現状）で示されたデータをもとに、園庭保有率や障害児の受入可能園数の比率が他市と比較すると低い状況であることを示している。

- ・ 保育定員の適正化についても、市の保育の質を重視することを明確にし、他市と比較して遜色ないものにしていくためには、保育の質の向上に直接的に寄与する保育園（例えば、園庭保有園や障害児受入可能園など）については、市全体に占める定員数の割合を増やしていくことが必要になるため、その旨を記載している。これにより、今後、保育定員の適正化を具体的にどのような観点で図っていくのかを明確化している。
- ・ なお、他の項目に類似表現があったとしても、保育定員の適正化という諮問事項に対して、何故そのような結論になったのかを明確化する必要がある、記載しない場合、他の項目で記載した考え方が当該諮問事項でも適用されるのかどうか明確ではなくなってしまうため、類似表現があったとしても記載することは適当である。

修正意見⑩

●P11 【諮問事項3】保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保

【諮問事項3】保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保

1（小金井市における保育等の現状）で述べたとおり、本市では、待機児童の早期解消を目指し、民間保育園の整備を進め、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図り、保育士体制の確保や処遇改善の支援等も進めてきた。市民1人当たりの児童福祉費は多摩26市で1位の水準、民間保育園補助金の金額は都内でも高水準であり、民間認可保育園は増加し、2023年4月時点で「待機児童ゼロ」を達成した。これにより、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大は一定の成果をあげたと考えられる。

国においても、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大を図り、保育の受皿整備が進んだことを受け、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から質の向上へと政策の重点を移している。

このような状況を踏まえ、本市の保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保の検討に当たっては、国の動きにも呼応し、保育行政を、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ転換させる必要がある。

このため、本市においては、従来の施策の必要性を改めて検証する必要がある。財政に一定の制約がある中で、保育の質を保ち、新たな役割を果たしていくためには、保育の量の拡大に資する施策を単に延長して実施するのではなく、保育の質の向上に資する施策に予算を転換させる改革が必要である。現在生じている保育士等の欠員の解消が欠かせない。その上で、新たな役割を担う人員の配置も必要である。

本答申により、市立保育園の今後への見通しが確立することにより、小金井市における保育士採用が改善されることを期待したい。なお、欠員の多くは任期付職員・会計年度任用職員で生じており、欠員を補うために必要な正規職員を確保する必要があると考えられる。

人員配置の予算を確保するためには、子育て支援センター併設による地域担当保育士の補助、国のこども誰でも通園制度又は都の多様な他者との関わりの機会創出事業等を実施することによる補助など国や都の各種補助金の積極的な活用も視野に入れるべきである。

●修正理由

○ 当該意見への事務局からの回答は「他箇所でも触れている内容であり、冗長を避ける意味で未反映」であるが、他の項目に類似表現があったとしても、保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保という諮問事項に対して、何故そのような結論になったのかを明確化する必要があり、記載しない場合、他の項目で記載した考え方が当該諮問事項でも適用されるのかどうか明確ではなくなってしまうため、類似表現があったとしても記載することは適当である。

※ なお、そのような回答をする場合、どの記述がどの既存文書と重複しているのかわからないため、回答の際に重複箇所を具体的かつ網羅的に示すべきである。

○ なお、前回意見に対する市の回答は上記のとおりであり、重複という理由以外で反論はなかったことから、他の箇所と重複していない記述は反映されているべきである。

代表例

- ・ このような状況を踏まえ、本市の保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保の検討に当たっては、国の動きにも呼応し、保育行政を、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ転換させる必要がある。
- ・ このため、本市においては、従来の施策の必要性を改めて検証する必要がある。
- ・ 財政に一定の制約がある中で、保育の質を保ち、新たな役割を果たしていくためには、保育の量の拡大に資する施策を単に延長して実施するのではなく、保育の質の向上に資する施策に予算を転換させる改革が必要である。

修正意見⑪

● 修正箇所

11 ページの項目【諮問事項 5】 自治体経営の観点（市立保育園 5 園維持の困難）

●以下のとおり修正。

【諮問事項 5】 自治体経営の観点（市立保育園 5 園維持の困難）

市全体の保育の質を維持・向上させていくために、市立保育園には本答申に示した役割を果たすことが求められており、その実現に向けた予算を確保し、それぞれの機能に必要な人員・人材を配置し、老朽化施設を改善することが不可欠である。

この点、1（小金井市における保育等の現状）で述べたとおり、本市では、待機児童の早期解消を目指し、民間保育園の整備を進め、保育士の加配等に対する民間保育園への補助の拡充を図り、保育士体制の確保や処遇改善の支援等も進めてきた。市民 1 人当たりの児童福祉費は多摩 26 市で 1 位の水準、民間保育園補助金の金額は都内でも高水準であり、民間認可保育園は増加し、2

〇 23 年 4 月時点で「待機児童ゼロ」を達成した。これにより、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大は一定の成果をあげたと考えられる。

国においても、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大を図り、保育の受皿整備が進んだことを受け、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から質の向上へと政策の重点を移している。

このような状況を踏まえ、国の動きにも呼応し、保育行政を、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ転換させる必要がある。このため、本市においては、従来の施策の必要性を改めて検証する必要がある。保育の量の拡大に資する施策を単に延長して実施するのではなく、保育の質の向上に資する施策に予算を転換させる改革が必要である。

公費の配分等については、子どもの利益を第一に適正化されるよう検討していただきたい。たとえば、小金井市の保育料は比較的低めであり、その適正化も考えられる。保育料は、東京都が第一子も無償化を実施する方針を示しているが、それが実施された場合には、現在、市独自で保育料を軽減している財源も、これらの取組に充てるべきである。また、民間保育施設への補助について、保育士配置など保育の質により連動させることなども検討されたい。

これらを前提としつつ、財政問題が克服できず、子どもの安全確保・保育の質確保に懸念がある場合には、本市は財政力指数がほぼ 1.0 と（交付団体と比較して相対的に財政力が高いと評価されるが）標準的な行政需要に係る一般財源を賄える程度の自治体であり、不交付団体の中では財政的な余裕は大きくないこと、他方で、児童福祉費が多摩 26 市で 1 位であり高い状況であることを踏まえれば、予算の確保に当たっては、他市と比較し、小金井市の財政状況に鑑みて高い水準にあると評価され得る児童福祉費の内容を精査し、施策の必要性を検討する必要があると考えられる。その際、役割が減少している施策や他市と比較して予算の規模が大きい施策に係る予算の削減も視野に入れる。

●修正理由

○ 当該意見への事務局からの回答は「他箇所でも触れている内容であり、冗長を避ける意味で未反映」であるが、他の項目に類似表現があったとしても、自治体経営の観点という諮問事項に対して、何故そのような結論になったのかを明確化する必要があるとあり、記載しない場合、他の項目で記載した考え方が当該諮問事項でも適用されるのかどうか明確ではなくなってしまうため、類似表現があったとしても記載する必要がある。

※ なお、そのような回答をする場合、どの記述がどの既存文書と重複しているのかわからないため、回答の際に重複箇所を具体的かつ網羅的に示すべきである。

○ なお、前回意見に対する市の回答は上記のとおりであり、重複という理由以外で反論はなかったことから、他の箇所と重複していない記述は反映されているべきである。

代表例

- ・ このような状況を踏まえ、国の動きにも呼応し、保育行政を、待機児童対策を中心とした保育の量の拡大から、保育の質の向上へ転換させる必要がある。
- ・ このため、本市においては、従来の施策の必要性を改めて検証する必要がある。保育の量の拡大に資する施策を単に延長して実施するのではなく、保育の質の向上に資する施策に予算を転換させる改革が必要である。

- ・ 予算の確保に当たっては、他市と比較し、小金井市の財政状況に鑑みて高い水準にあると評価され得る児童福祉費の内容を精査し、施策の必要性を検討する必要があると考えられる。その際、役割が減少している施策や他市と比較して予算の規模が大きい施策に係る予算の削減も視野に入れる。
- なお、前回回答で反論はなかったため、基本的に反論がない修正は反映されるものと理解しているが、修正理由も改めて示しておく。
 - ・ 原案は、施策内容や簡単な方向性が記載されているが、何故それが必要か、その背景や根拠等が不足しており、唐突な印象を与える。その結果、予算確保等に当たって、施策の優先順位等が伝わりづらい内容になっている。
 - ・ このため、背景や根拠の明確化を図るために、小金井市の保育施策の現状（待機児童ゼロ達成とそれに関する施策）と国の政策転換（量から質へ）を記載し、小金井市でも質向上への転換が急務であることを示す必要がある。
 - ・ 他方、市民１人当たりの児童福祉費は多摩２６市で１位の水準、民間保育園補助金の金額は都内でも高水準である現状、そして、財政に一定の制約があることを踏まえ、予算を再配分する改革の必要性を記載しており、これにより、フィージビリティ性を高めている。
 - ・ また、仮に事務局素案のとおり、予算確保が困難である場合を論じる場合であっても、現時点において、他市と比較して、園庭保有率や障害児受入可能率といった保育の質で劣っていること、市立保育園の割合が低いこと、児童福祉費は多摩２６市で１位の水準であることを踏まえれば、保育の質を更に悪化させる市立保育園の数で調整するという結論には至らず、小金井市の財政規模から照らして、高水準と考えられる既存施策の見直しを行うという評価になる。それらの議論なしに、公立保育園の割合が他市と比較して少ない施設数を減少させるという結論を直ちに導くのは、恣意的な結論と言わざるを得ず、不適當である。

修正意見⑫

● 修正箇所

12 ページの項目（２）市立保育園の役割の速やかな実現のために＜在り方＞

②『配置』について一つ目の●市全体の保育の質の維持・向上のためには、～

●以下のとおり修正。

～民間保育園の自律性・多様性を尊重しつつ強みを活かし、関係機関とも連携していく公民連携の仕組み（ネットワーク）づくりを進めなければならない。また、自治体の責務として公立園は医療的ケア児・障害児に必要な支援が届けられるよう支援数とニーズの把握、それに伴う定員枠の確保、支援体制の構築を担う必要がある。在宅家庭の子育て支援の観点からは、～

●修正理由

○民間園は設立背景（宗教系、ミッション系、母親主体設立など）が異なり、思想・理念に差が大きく、経営資源（人員、財政余力）にもばらつきがあり、持続的に地域支援を担うことが難しい。

○ある特定の思想を持つ園が拠点となった場合、他の園・保護者との摩擦や信頼低下を招くリス

クがある。

○障害児・医療的ケア児受け入れにおいては、民家園では入園人数が不確定な中、看護師等の専門職の人材確保を続けるのは困難であり、行政機関として人材確保、支援体制をとる必要がある。

修正意見⑬

● 修正箇所

12 ページの項目（２）市立保育園の役割の速やかな実現のために＜在り方＞

②『配置』について二つ目の●市立保育園の配置については、～

●以下のとおり修正。

市立保育園の配置については、現行の５園体制であれば市民にとって地理的にも身近であり、園にとっては子ども・家庭に目が行き届きやすいという利点があるが、５ブロックより少ない地域ブロックを検討するに当たっては、次のような条件を満たせるよう検討を行った。（資料８、資料９、資料１０参照）

●修正理由

○ 前回回答で反論はなかったため、基本的に反論がない修正は反映されるものと理解しているが、修正理由も改めて示しておく。

予算確保が困難である場合を論じる場合であっても、現時点において、他市と比較して、園庭保有率や障害児受入可能率といった保育の質で劣っていること、市立保育園の割合が低いこと、児童福祉費は多摩２６市で１位の水準であることを踏まえれば、保育の質を更に悪化させる市立保育園の数で調整するという結論には至らず、小金井市の財政規模から照らして、高水準と考えられる既存施策の見直しを行うという評価になる。それらの議論なしに、公立保育園の割合が他市と比較して少ない施設数を減少させるという結論を直ちに導くのは、恣意的な結論と言わざるを得ず、不適當である。

前提として、今回の答申は委員個々の意見が多く反映されていると認識しており、これは委員会内で見解を一つにまとめることが難しいという背景から、各委員の個別意見を取り扱うという方針が共有されていたためと理解しています。このため、私・古山の意見が事務局や他の委員と異なるものであったとしても、答申における個別意見の一つとして正当に反映されるべきだと考えます。仮に個別意見としての反映がなされないのであれば、答申全体の構成に再考が必要であり、他の委員の意見も含め、個別意見を削除し、委員会として合意形成がなされた内容のみに絞るべきではないかと考えます。実際、これまでに発言・提出を繰り返した意見が説明もなく反映されなかったケースが複数あり、この点については既に委員会内でも意見を述べています。このような経緯がある中で、意見反映の運用に偏りがあるように見えることは委員会の中立性・公正性に対する信頼を損ねかねないものであり、是正が求められるものと考えます。そのため、冒頭にこの意見を述べさせていただきます。

■ 1(2)⑤市立保育園が直面する問題（P6）

・「本委員会での議論ではそのことも市立保育園の採用難に影響していると指摘があったところである。」を修正

修正後：「本委員会での議論ではそのことも市立保育園の採用難や**現場の負担等**に影響していると**指摘も行った。**」

修正理由：現場の負担も切実であると議論があったため。

・「改修等が十分に行われていないとの指摘があった。」の後に以下を追加

「一方で現状は国の定めた建築上の基準を満たしており、令和３年に策定された公共施設個別施設計画（市の廃園方針を受けて令和４年に公共施設等総合管理計画では廃園方針が記載されているが）では令和１２年までに部位・又は長寿命化の修繕計画策定が予定されていた。今後建て替え計画を策定し、適切に対応することで、運営を継続することは十分可能である（との指摘もあった）。」

追加理由：次回、意見するため。念のため、該当資料を添付。

・「比較的税収はあるが、財政状況は厳しい。」の後に以下を追加

追加：一方で小金井市は全国でも4.2%しかない交付税の不交付団体であり、財政調整基金もＲ５年度末で70億を超え、建て替え経費の積み立てや、現状の公立保育園の運営が困難になるほど財政危機とはなっていないとの指摘もあった。

追加理由：不交付団体については本委員会内で２回意見済。そもそも「小金井市の財政が厳しいのかどうか」は、用いる財政指標やその目的によって表現が大きく異なりえるものである（■ 4(1)【諮問事項５】自治体経営の観点（市立保育園５園維持の困難）の理由に詳細記載）。したがって、「厳しい」という側面のみを一方的に強調することは適切とは言えず、特に現行の公立保育園運営の継続が困難であるかのような危機的状況の認識については資料提供もなく、一員として十分に理解ができていないため納得できていないのが現状である。

■ 2(3)【図】(P9)

「*ここで言う巡回支援とは、障害児保育の支援として行われる巡回相談とは異なるもの。」を修正

修正理由：巡回支援がどのような保育支援を想定しているかについて説明が不足している。文言を明確化するか、具体的内容の確認を委員長に依頼することを提案する。

■ 3 (P10)

「必要な配置及び体制の確保を行う上で、次のような課題がある。」を修正

修正後：「必要な配置及び体制の確保を行う上で、**市から提出された諮問資料に基づく課題としては、**次のような課題がある。」

修正理由：課題について多くの委員意見（①民間の状況を市が把握していない、②公民の連携実態、③段階的縮小により困っている保護者の存在、④段階的縮小による保育士の採用困難・不安定な職場環境、等）があったが、本答申では適正配置・人員不足・老朽化の3点に絞られている。委員内でこの3点に集約するという結論付けはされていないため、委員会全体での合意形成がなされていないことを明確にする。

■ 4 (p11)

・前文として以下を追加

・「小金井市全体の保育の質の維持・向上のために、上記2で示した市立保育園の役割を実現するうえでの課題としては、様々なものがある（*）が、市が諮問で指摘をした下記5つの課題についての対応策について言及する。

*例えば、市当局が民間園の実態や公民の保育内容を把握すること、公立保育園と民間保育園の連携、制定要件を満たさず無効とされた廃園条例に起因する市民への被害への対応や、不安定な保育行政の是正など

追加理由：市全体の保育の質の維持・向上のために市立保育園の役割を実現するうえでの課題は決して市が諮問で示された5つの課題だけではないため。（むしろ保育の質の維持・向上のためには保育内容そのものの議論がより重要であるが、なぜこの5つだけが課題対応として取り上げられているのかの説明が必要であること。加えて、本委員会では5つの議題以外の課題については十分な議論ができず、この点は何度も委員会で指摘してきたが、市が示した枠組み以上の議論を本院会ではできなかったため）

■ 4(1)【諮問事項3】保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保（P11）

・「なお、欠員の多くは」の後に以下を追加

追加「**総合的見直し（民営化等）を行うことを前提に14人の正規職員を任期付にすることもあり、**

追加理由：本委員会内で数度にわたり意見済。正規職員14名を未決定の民営化を念頭に任期付にしたことは欠員の大きな理由である。

■ 4(1)【諮問事項5】自治体経営の観点（私立保育園5園維持の困難）

・「これらを前提としつつ、財政問題が克服できず、子どもの安全確保・保育の質確保に懸念がある場合には、園数で

の調整も視野に入れる。」を修正

修正後：「これらの前提を踏まえつつ、財政問題等の課題に対応し、公立保育園の役割に関してできる限りの対応を実施していくべきである。」

修正理由：本委員会では「公立保育園 5 園の維持が困難である」とする市の主張を前提に議論が進められているが、その根拠となる財政的資料や具体的な説明は十分に提供されておらず、その妥当性については理解・納得できていない。実際には、新庁舎整備費が 84.4 億から 132 億 8065 万 6 千円と約 50 億円増額される中で「財政の見通しが立っている」と市が説明している一方、公立保育園については財政難を理由に縮小を進める姿勢を示しており、市の財政運営方針には大きな矛盾があると感じられる。このような状況下で答申が「園数の調整も視野に入れる」とするのは、事実上の削減容認となり、市の姿勢を追認する内容となってしまうため、不適切である。答申ではむしろ、公立保育園の担うべき役割を維持・向上の向けて、市が最大限努力すべきであるという立場を明示すべきである。

■ 4(2)①『機能（役割）』について（P12）

「上述「2 市立保育園に求められる 4 つの役割」の記載のとおり」を修正

修正後：代案がなく恐れ入ります。役割について、確かに 2 の記載の通りなのですが、非常に重要な役割のため、改めて 4 つの役割を公立保育園が果たしていくことが大切である旨を記載すべきと考えます。

■ 4(2)①『配置』について 2 つ目の●（P12） 削除と修正

「一方で、諮問で示されたとおり市の財政や市立保育園の現状も勘案する必要があり、特に人員確保・老朽化対策は深刻である。(1)「諮問された「5 つの課題」への対応策」に示した対応策が実現困難な場合は園数や定員の調整も視野に入れざるを得ない。その場合にも、次のような条件を満たせるよう検討すべきである。」を削除と修正 ※削除部分は――で表記

修正後：「一方で、諮問で示されたとおり市の財政や市立保育園の現状も勘案する必要があり、特に人員確保・老朽化対策は深刻である。(1)「諮問された「5 つの課題」への対応策」に示した対応策が実現困難な場合は園数や定員の調整も視野に入れざるを得ない。その場合にも、次のような条件を満たせるよう検討すべきである。~~その前提を視野に入れつつ、公立保育園の配置に関して、以下の検討を行った。~~

削除と修正理由：4(1)【諮問事項 5】自治体経営の観点（私立保育園 5 園維持の困難）と同様

■ 4(2)①『配置』について 3 つ目の●（P12）

「委員会では、地域を 5 ～ 2 ブロックに分けた場合について検討した。」を修正

修正後：「委員会では、地域を 5 ～ 2 ブロックに分けた場合についての資料の提出が事務局からあった。」

修正理由：資料提供はあったが、委員会内では資料 71 について議論はしていない。第 9 回委員会でも委員長より「タイムアップで触れられていない」と発言があった通りである。議論していない内容を委員会の意見として記載することは適切ではないと考える。

■ 4(2)①『配置』について 4つ目の●（P13）

資料70について削除もしくは「どのようになるかを試算に基づいて検討した。」を修正

修正後：「どのようになるかを試算**資料の提出が事務局からあった。**」

削除・修正理由：資料提供はあったが、委員会内では資料 70 について議論も内容の確認もしていない。数字の妥当性について確認できていない資料を答申資料とすべきでない（※資料 70 については質問あり）。議論していない内容を委員会の意見として記載することは適切ではないと考える。

■ 4(2)①『配置』について 5つ目の●＜5園の維持が必要＞（P13） ・「5園の維持が必要」

修正後：「5園の維持」

修正理由：園数については意見がまとまっていない。そのため、園数を並べ、その園数で出てきた意見を記載し、複合化は項目として独立させる。

・以下を追加

「・民間園との連携がよりしやすくなる。・緊急時に地域の子どもと保育を守る役割をより担うことができる ・利用者から多くの入園希望のニーズがある。・市民が相談をするうえで、園数が多いほどアクセスしやすくなる」

修正理由：5園維持理由の委員意見の補足

・「5 園維持を望むが、人員確保・老朽化の現状からは4 園になってもやむを得ない。ただし、市立保育園 4 園への市民のニーズ（定員充足率）は特に高いことに留意する必要がある。」を移動 ※移動先は後述 移動理由：5園維持の理由内容でないため他の項目で記載

・＜4 園かつ複合化が適当＞を一部削除もしくは修正

修正後：「4園」もしくは「4園の場合」

修正理由：まず園数の話と複合化の話は分けるべきである。また複合化の話は出ていたが、4 園で複合化が適当とは誰の意見か。園数については結論が出せないという流れの中で、複合化を考えた時に何園が適当かという議論はしていない。議論していない内容を委員会の意見として記載することは適切ではないと考える。

・「学童保育所、児童発達支援センター等の児童福祉施設のニーズも増えているので、複合化などを市立保育園の配置と合わせて考える必要がある」を移動 ※移動先は後述

移動理由：園数については結論が出せないという流れの中で、複合化を考えた時に何園が適当かという議論はしていない。議論していない内容を委員会の意見として記載することは適切ではないと考える。

・「5 園維持を望むが、人員確保・老朽化の現状からは4 園になってもやむを得ない。ただし、市立保育園 4 園への市民のニーズ（定員充足率）は特に高いことに留意する必要がある。」を一部削除

削除後：「市立保育園の市民のニーズ（定員充足率）は特に高いことに留意する必要がある。」

削除理由：市立保育園のニーズが高いというデータ提供と共有があったが、4園で特にニーズが高いと委員会内で結論づけはしていない。議論していない内容を委員会の意見として記載することは適切ではないと考える。

・＜3園で可能＞を修正

修正後：「3園」もしくは「3園の場合」

修正理由：3園で可能とはどなたの意見か。3園という意見は出ていたが、3園で何が可能なのか。園数については結論が出せないという流れの中で、何園が適当かという結論づけはしていない。議論していない内容を委員会の意見として記載することは適切ではないと考える。

・＜3園＞に以下を追加

追加：「**市立保育園の市民のニーズ（定員充足率）は特に高いことに留意する必要がある。**」

削除理由：市立保育園のニーズが高いというデータ提供と共有があったが、何園で特に高いと委員会内で結論づけるような議論はしていないため、4園・3園それぞれに記載。

・＜複合化について＞を追加し以下を移動させてくる

移動：「学童保育所、児童発達支援センター等の児童福祉施設のニーズも増えているので、複合化などを市立保育園の配置と合わせて考える必要がある」 ※＜4園＞から＜複合化について＞へ移動

・＜その他＞を追加し、＜5園維持は困難＞と＜園数から離れて＞をまとめる。また一部移動させてくる

修正後：

・公民のネットワークづくりは特に重要。それをやりやすくするブロック分け、配置が望ましい。

・市立保育園において、特別支援（障害児支援）、緊急一時保育・こども誰でも通園制度、公民連携づくりの拠点などの役割の拡充をすることが望まれる。こども家庭センターなどとの連携も現状では不十分。（民間保育園園長会）

・5園維持が望ましいと考えるが、経済合理性からの議論もされてしかるべき。

※＜5園の維持＞から＜その他＞へ移動

・市の財政や保育士の体制の観点から、5園維持は難しい。

・人材確保が重要。その意味からも、市立保育園の保育士の負担軽減がされることは園数よりも優先されるべき。

■ 4(2)『体制』について

「● 上述 3(2)「市立保育園における保育士の人員不足」の記載のとおり。」を修正

修正後：代案がなく恐れ入ります。体制について 3(2)の内容をそのまま体制の“在り方”とすることに違和感があります。人材不足について改めて市として対応すべきと指摘があったことを再度記載すべきと考えます。

■最後に（P14）を修正

修正後：パターン①第一希望

少子社会となり、国は子どもの権利の保障、保育の質の向上、子育て支援の拡充を謳い、予算配分を行うようになった。このような時代の流れを視野に入れ、**小金井市においても、地域の子どもおよび子育て家庭の現状やその願いに向かい、丁寧な子ども施策が行われることが求められる。**ここまで市立保育園に関するさまざまな議論があったが、**市立保育園は市民や保護者から支持・評価されてきた市の財産であり、上記の通り今後も多くの役割が期待をされている。**

この役割を担っていくためには公立保育園の園数については、市民や民間園との連携のしやすさ、地域的なバランス、多様な保育を実施する上で量的・質的観点等からも現状の5園維持することが必要である。諮問で提示された5つの課題を含む様々な課題はあるものの克服は可能であり（あるとの指摘もあり）、時代は新たなステージに入っている。市は事業者、市民とともに、子どもの最善の利益を第一において協力し合い、本答申が示した市立保育園の在り方を実践することで小金井市全体の保育の質の維持・向上に繋げていただきたい。

修正後；パターン②第二希望

少子社会となり、国は子どもの権利の保障、保育の質の向上、子育て支援の拡充を謳い、予算配分を行うようになった。このような時代の流れを視野に入れ、**小金井市においても、地域の子どもおよび子育て家庭の現状やその願いに向かい、丁寧な子ども施策が行われることが求められる。**ここまで市立保育園に関するさまざまな議論があったが、**市立保育園は市民や保護者から支持・評価されてきた市の財産であり、上記の通り今後も多くの役割が期待をされている。**この役割を担っていくためには公立保育園の園数については、市民や民間園等からも現状の5園維持することが望ましい。一方で、主に5つの課題解決が困難であることを理由に5園を維持することは困難であることから園数を減らすことを支持する意見もあり、またそれに対して上記4で示した対応などにより、課題解決は可能との意見もあった。市は事業者、市民とともに、子どもの最善の利益を第一において協力し合い、本答申が示した**市立保育園の在り方を実践することで小金井市の保育の質の維持・向上に繋げていただきたい。**

修正理由：公立保育園が地域に根差した保育の一端を担ってきたことや、財政課題がなければ5園維持が望ましいとの意見が本委員会でも多数を占め、見解が共有されていたことから「まとめ」に明記することが本院会の持論の実態を適切に反映するものとなる。また「課題解決へと前進していただきたい」という表現では、委員会の目的があたかも課題解決自体であるかのような誤解を生みかねず、本体の諮問趣旨である「小金井市全体の保育の質と維持・向上に向けた市立保育園の在り方」を示すことから焦点がずれる恐れがある。